

※掲載の情報は、新型コロナウイルス感染症の状況で変更になる場合があります

お知らせ

1009330 7月11日(日)～20日(火)
夏の県民交通安全運動

◇年間スローガン
「自転車も止まってよく見て交差点」
◇サブスローガン
「ヘルメット かぶろう未来を守るため」

■実施重点事項

▽子どもと高齢者の交通事故防止
▽横断歩道は歩行者優先です。運転者は必ず一時停止して進路を譲りましょう
▽横断者は手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行いましょう。また、飛び出しや車の直前・直後の横断はやめましょう
▽高齢者は反射材の着用や明るく目立つ色の服装を心掛けましょう
▽信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しましょう
自転車の安全利用の推進
▽群馬県交通安全条例の一部改正に基づき、自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努めましょう

1010111 国民年金保険料の免除申請

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、一定の基準により納付が免除または猶予される制度があります。
原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日(木)からです。
過去分は、申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。
申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、申請を希望する人は速やかに手続きをしてください。
申請免除制度
本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)されます。
※一部免除の承認を受けた場合は、減額になった保険料を納付しないと未納と同じ扱いになってしまいます
納付猶予制度
50歳未満で、本人や配偶者

▽自転車は車両であると再認識し、信号や一時停止標識を守って運転しましょう

飲酒運転の根絶

▽飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」ことを徹底しましょう

問合せ 地域安全課交通防犯係

内線4024

新しい介護保険負担割合証を発送

8月1日現在で要介護・要支援認定を受けている人、および総合事業の対象となっている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中旬に発送します。
8月からは、新しい介護保険負担割合証を事業所に提示してください。

問合せ 介護高齢課介護保険係

内線3146

1003063 家屋を所有されている皆さんへ

家屋(車庫、物置、サンルームなども含む)の新増築など、次に該当する場合はご連絡ください。
▽新築、増築、取り壊しをした

の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。
新型コロナウイルスの影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。
※詳しくは、日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

問合せ 渋川年金事務所
国民年金課 ☎0279・221607

▽用途(使い方)を変更した▽登記されていない家屋の所有者が変更になった

問合せ 課税課資産税係

内線3014～3016

1009299 パスポートの申請はお早め!

パスポートの新規発行や更新は、約8日かかります。パスポートをお持ちの人でも、有効期限が短い場合は、入国できない国もあるため注意が必要です。海外への渡航を計画している人は、確認・申請をお願いします。
問合せ 市民課市民窓口係

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

対象
①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である人(申請不要)
②対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満(障がいのある児童については20歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当する人(要申請)
○令和3年度の住民税均等割が非課税である人
○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情があると認められる人(家計急変者)
※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給がされた児童との重複受給はできません
支給額 対象児童1人につき8万円(国5万円、市3万円)
問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線3123

内線3004

1010158 サマージャンボ宝くじは県内の宝くじ売り場で

今年のサマージャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて7億円です。サマージャンボミニも同時に発売されます。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
発売期間 7月13日(火)～8月13日(金)
抽せん日 8月25日(水)
問合せ (公財)群馬県市町村振興協会 ☎027・2901350

国土利用計画法による土地取引の届け出


都市計画区域内で5000㎡以上、同区域外で1万㎡以上の上のまとまった土地の売買契約や売買予約、代物弁済などの取引を行った場合に届け出が必要となります。契約締結後、2週間以内に市を経由して県知事に届け出をしてください。
問合せ 都市計画課
計画係 ☎内線4121
1002011
1007270
1002010

木造住宅を耐震化しましょう

近年、平成16年の新潟中越地震、平成23年の東日本大地震など、震度5強以上の地震が山間部の本市でも発生しています。震度5強の地震では、物につかまらなると歩くことが難しく、地震の揺れる時間が長くなれば、屋外への避難も思い通りにいかなくなり、強い地震が来たときのために、自分の家の強さを知っておくことは、地震へ備える第一歩です。特に昭和56年以前の2階建て木造住宅は、現在の7割程度の強さと考えられています。

本市では、昭和56年以前の木造住宅に耐震診断者派遣や耐震改修工事の補助をしていますので、ご活用ください。まずは、木造住宅耐震診断者派遣事業(診断無料)、そして必要なのは、耐震改修工事を実施すること(上限100万円)で工事費の5分の4を補助(または、耐震シェルター設置補助金で命を守る場所を作りましょう)。

問合せ 建築住宅課 建築指導係 ☎内線4112
1002556
1002557
1007580



耐震シェルターのイメージ図

(広告)

(広告)

(広告)